平成26年3月期決算の状況

損益の状況

平成26年3月期のコア業務純益は、経費の減少等により前期比7億円増加の128億円となりました。経常利益は、有価証券関係損益が改善したことに加え不良債権処理額が大幅に減少したこと等から前期比83億円増加の182億円となり、当期純利益も前期比12億円増加の88億円となりました。

※「コア業務純益」とは、業務粗利益から国債等債券損益と経費を差し引いた、銀行の本業の儲けを示す収益です。

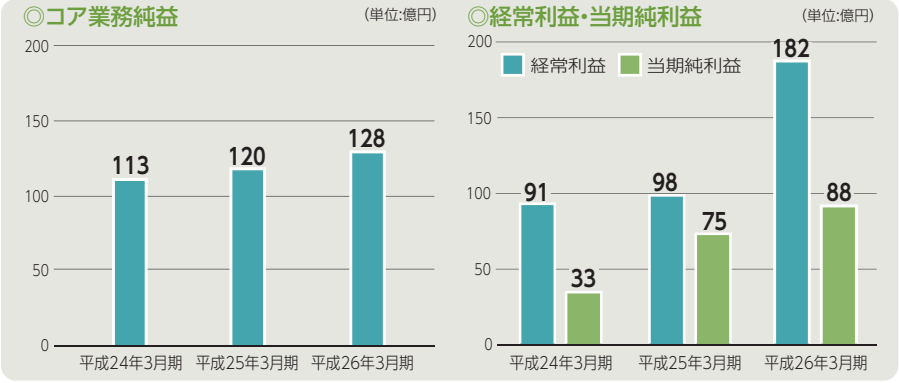

預金・貸出金の状況

平成26年3月末の預金残高は、個人預金や法人預金等が堅調に推移したことから、前期末比1,649億円増加して、4兆5,970億円となりました。貸出金残高は、事業性貸出や住宅ローンが増加したこと等から前期末比742億円増加して、2兆9,839億円となりました。

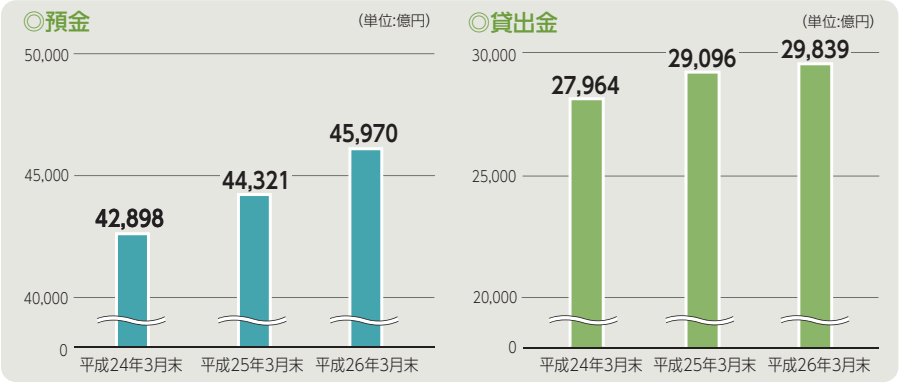

自己資本の状況

平成26年3月末の自己資本比率は単体ベースで10.03%、連結ベースで10.51%となり、国内基準行に対して求められている4%を大きく上回っています。

用語解説

■自己資本比率

銀行の健全性を測る代表的な指標の一つ。自己資本比率規制に関する告示(平成18年金融庁告示第19号)の一部改正に伴い、26年3月末からは新基準(バーゼルⅢに基づく新国内基準)により算出しており4%以上の水準を満たすことが求められています。

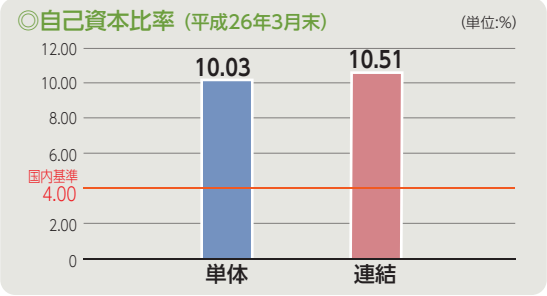

不良債権の状況

金融再生法に基づく開示債権

金融再生法基準の不良債権残高は、平成26年3月末現在で833億円、債権額に占める不良債権の割合は2.77%となりました。

◎金融再生法に基づく開示債権の構成比

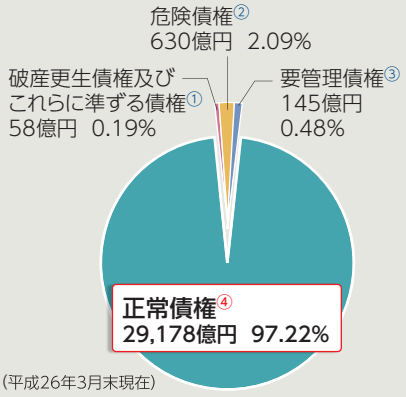

(平成26年3月末現在)

◎金融再生法開示債権額と不良債権比率の推移

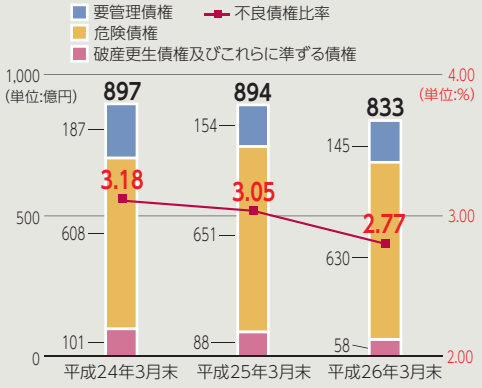

用語解説

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

③要管理債権
3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

④正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権
(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権)

自己査定結果と開示基準別の分類・保全状況【単体】(平成26年3月末現在)

(単位:億円)

自己査定(債務者区分別)
対象:貸出金等与信関連債権

区分 与信残高		分類債権 Ⅰ分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
破綻先 10		2	7	−(0)	−(−)
実質破綻先 47		33	14	−(5)	−(0)
破綻懸念先 630		441	124	64(129)	
要注意先	要管理先 186	35	150		
要注意先	その他の要注意先 1,481	618	863		
正常先 27,655		27,655			
合計 30,011		28,787	1,160	64(134)	−(0)

金融再生法開示債権
対象:要管理債権は貸出金のみ
その他は貸出金等与信関連債権

区分 与信残高	担保・保証等による保全額	貸倒引当金	保全率
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 58	52	5	100%
危険債権 630	436	129	89.8%
要管理債権(貸出金のみ) 145	41	19	41.4%
小計 833	531	153	82.1%
正常債権 29,178			
合計 30,011			

リスク管理債権
対象:貸出金

区分	貸出金残高
破綻先債権	10
延滞債権	676
3ヵ月以上延滞債権	3
貸出条件緩和債権	142
合計	831

(注1) 貸出金等与信関連債権:貸出金、支払承諾見返、外国為替、銀行保証付私募債、貸付有価証券、貸出金に準ずる仮払金、未収利息
(注2) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の自己査定における分類額
Ⅰ分類 …引当金、優良担保(預金等)・優良保証(信用保証協会等)等でカバーされている債権
Ⅱ分類 …不動産担保等一般担保・保証等でカバーされている債権
Ⅲ・Ⅳ分類…全額または必要額について償却・引当を実施、引当済分はⅠ分類に計上
破綻先及び実質破綻先のⅢ・Ⅳ分類は全額引当済
(注3) 自己査定(債務者区分別)における( )内は、分類債権に対する引当額です。